

GI フォーラムにおけるデータ利用規約

制定：令和 6 年 4 月 1 日

「GI フォーラムにおけるデータ利用規約」（以下「本規約」という。）は、グリーンイノベーションフォーラム会則（以下「会則」という。）に基づき制定し、GI フォーラムの参画機関が GI フォーラムにおいてデータを利用及び提供するにあたり同意すべき事項を定めるものである。本規約に定めなき事項には、会則が適用される。

（定義）

第1条 本規約における用語の定義は以下のとおりとする。

- 一 「CO₂ 固定微生物」とは、水素酸化細菌等の CO₂ を直接原料として利用する微生物をいう。
- 二 「GI 微生物 PF 事業」とは、CO₂ 固定微生物利活用プラットフォームの構築事業をいう。
- 三 「GI フォーラム」とは、GI 微生物 PF 事業で得られた微生物、データ、プラットフォーム等の成果物の利用促進等により、参画機関による CO₂ からのバイオものづくりの社会実装を支援するとともに、我が国におけるバイオものづくりを通じたカーボンリサイクルの推進に寄与することを目的として設立された共同体をいう。
- 四 「NITE コンソーシアム」とは、GI 微生物 PF 事業を実施する機関の集合体をいう。
- 五 「機構」とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構をいう。機構は NITE コンソーシアムの一機関である。
- 六 「参画機関」とは、GI フォーラムに参画する機関をいう。ただし、NITE コンソーシアムの各機関を除く。
- 七 「GI フォーラム微生物」とは、GI フォーラムに対して提供される NBRC 株又は RD 株をいう。
- 八 「プラットフォーム」とは、GI 微生物 PF 事業において構築する CO₂ 固定微生物利活用プラットフォーム及びそのプロトタイプをいう。
- 九 「NITE コンソーシアムデータ」とは、GI 微生物 PF 事業において NITE コンソーシアムが収集・取得したデータのうち、GI フォーラムに開示されるデータをいう。
- 十 「GI フォーラムデータ」とは、NITE コンソーシアムデータ及びフィードバックデータをいう。
- 十一 「GI 成果物」とは、GI フォーラム微生物、GI フォーラムデータ及びプラットフォームをいう。
- 十二 「フィードバックデータ」とは、参画機関が GI フォーラムに提供される GI 成果物を利用して得たデータのうち、プラットフォームのデータ及び機能の拡充並びに GI フォーラムでの利活用を目的に参画機関から機構に提供されるデータをいう。
- 十三 「活動期限」とは、GI フォーラムの活動期限であり、2031 年 3 月 31 日又は GI 微生物 PF 事業の終了日のいずれか早い日をいう。
- 十四 「利用機関」とは、参画機関のうち、GI フォーラムデータ及びプラットフォームを利用する機関をいう。
- 十五 「利用者」とは、利用機関に所属し、かつ GI フォーラムデータ及びプラットフォームを利用する者をいう。
- 十六 「データ提供機関」とは、フィードバックデータを提供する参画機関をいう。
- 十七 「DBRP」とは、機構が運営する生物資源データプラットフォームをいう。

(GI フォーラムデータ利用に係る申請と利用期間)

第2条 参画機関は、GI フォーラムデータを利用するにあたり、本規約に同意の上、GI フォーラムデータ利用申請書を機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の申請に対し、承認の旨とアカウント情報又は不承認の旨を通知する。
- 3 GI フォーラムデータの利用期間は、利用申請書の承認日から活動期限又は退会日のいずれか早い日までとする。

(GI フォーラムデータ利用に関する同意事項)

第3条 利用機関は、GI フォーラムデータを利用するにあたり、以下の各号に同意するものとする。

- 一 GI フォーラムデータは、参画機関に対して公平にデータへアクセスする機会が提供されること。
- 二 GI フォーラムデータの利用を通じて、利用機関に公平に特許出願を行う機会が与えられること。
- 三 GI フォーラムデータは NITE コンソーシアムの各機関によっても利用されること及び利用を通じて NITE コンソーシアムの各機関にも特許出願を行う権利があること。
- 四 GI フォーラムデータは、会則第 2 条に記載された GI フォーラムの目的の範囲内で利用されること。
- 五 GI フォーラムデータは、活動期限以降、原則一般に公開されること。
- 六 DBRP から提供される GI フォーラムデータを利用する場合、本規約に加え、DBRP の利用規約にも従うこと。
- 七 GI フォーラムデータに機構以外の機関が運営するウェブサイトへのリンクが付されており、そのリンク先の情報を利用する場合、リンク先の各ウェブサイトの運営機関が定める利用条件や利用規約に従い利用すること。
- 八 利用機関は、自らの活動において GI フォーラムデータを複製、転写、加工及び二次利用する場合並びにフォーラム内に共有する場合には、GI フォーラムデータに由来することを明示して引用するとともに、第三者の権利を侵害しないようにするなど、本規約に従って取り扱わねばならない。
- 九 利用時点において機構が別途定めた GI フォーラムデータの利用にかかる規定がある場合、その名称の如何に関わらず、本規約の一部として従うこと。

2 利用機関は、利用者に対し、本規約を遵守させねばならない。

3 利用機関は、以下の場合を除き、参画機関以外の第三者に GI フォーラムデータ及び GI フォーラムデータを加工して作成した集計・統計解析結果等の二次データを提供してはならない。

- 一 第三者の提供する情報システム等を活用する場合であって、提供したデータが第三者に目的外利用されないことが確認できている場合
- 二 GI フォーラムの目的に関連し、GI フォーラムデータの解析等を日本国内の第三者に業務委託し、利用機関が以下を担保できる場合
 - ① 当該第三者に知的財産等の権利が発生しないこと
 - ② 当該第三者が情報漏洩をしないこと
 - ③ 当該第三者が委託後に当該情報を廃棄すること
- 三 利用者と NITE コンソーシアムの各機関又は他の利用機関の利用者との間での移転と利用である場合
- 四 公知のデータである場合
- 五 法令等の遵守に必要となる場合

六 その他機構が認めた場合

- 4 利用機関は、自らの活動において GI フォーラムデータの情報漏洩やその可能性を確認した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。また、その場合、利用機関の GI フォーラムデータの利用を停止されることがあることに同意する。

(GI フォーラムデータに関する機構の役割)

第4条 機構は、GI フォーラムデータに関して以下の役割を担うものとする。

- 一 利用者のアカウントの登録及び削除
- 二 GI フォーラムデータのプラットフォームからの開示、削除、更新等の管理
- 三 前号にかかわらず、2024 年度に限り、GI フォーラムデータの DBRP における機構に承認された者のみに一定期間の閲覧を可能とするデータ(DBRP の利用規約でいう制限公開データ)としての開示
- 四 参画機関から提供されたフィードバックデータの登録・更新・削除等の管理
- 五 その他、必要と認められる業務

(データに関する権利等)

第5条 GI フォーラムデータは、公表済みデータを除き、原則、不正競争防止法上の営業秘密、限定提供データの対象となるため、本規約で定められた以外に、他者に漏洩したり他の目的で使用してはならない。

- 2 プラットフォームに関する知的財産権は、機構又は開発した NITE コンソーシアムの各機関に帰属する。
- 3 利用機関が GI フォーラムデータ及びプラットフォームの利用により新たな発明や著作物などの成果物を得た場合、その特許権や著作権等の権利を取得することができる。但し、当該成果物に NITE コンソーシアムの各機関、他の利用機関又は第三者の権利が含まれる場合、これらの権利の処理は、利用機関の責任において対応するものとする。

(成果の開示、公表及び報告)

第6条 利用機関は、GI フォーラムデータ及びプラットフォームを利用して得られた成果を特許出願、特許の商業的实施又は製品の販売を含む事業化以外の目的では、原則開示又は公表してはならない。ただし、GI フォーラムデータの中で、公知であると明示されているもの、又は、公知化留保期間（モラトリアムともいう。）が明示されているデータであって公知化留保期間を超えたものは、その限りではない。

- 2 利用機関は、機構の求めに応じ、社会実装に向けた GI フォーラムデータ及びプラットフォームの活用状況並びにこれらを利用した社会実装の進捗状況を報告するものとする。この項については、活動期限後 10 年間有効とする。
- 3 利用機関は、GI フォーラムデータ及びプラットフォームを用いた海外を含む特許出願、特許公開、特許登録又は特許の商業的实施（第三者への実施許諾を含む。）の事実を、事後 1 か月以内を目処として機構へ報告しなければならない。
- 4 利用機関は、GI フォーラムデータ及びプラットフォームを用いた製品の販売開始の 3 か月前まで及び販売開始後 1 か月以内に機構にその旨を報告しなければならない。
- 5 利用機関は、機構による NEDO、経済産業省等への GI フォーラムデータ及びプラットフォームを用い

た成果の報告に可能な限り協力しなければならない。

(GI フォーラムデータの利用停止)

第7条 機構は、利用機関が以下に該当すると判断した場合、担当者にその旨を通知するとともに、利用機関に所属する利用者のアカウントを停止することができる。

- 一 GI フォーラムデータの利用において、当該データに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為（特に但し書きがある場合を除く）
 - 二 GI フォーラムの運営及び GI フォーラムデータの利用を妨害するおそれのある行為
 - 三 不正な目的をもって GI フォーラムデータを利用する行為
 - 四 反社会勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - 五 その他理由の如何を問わず、機構が不適切と判断する行為
- 2 機構は、利用機関が GI フォーラムから退会した場合、又は会則に基づき除名された場合、直ちに利用機関に所属する利用者全てのアカウントを停止する。
- 3 利用機関は、前 2 項に基づき、機構により利用者のアカウントが停止された場合、利用者に GI フォーラムデータ及び GI フォーラムデータを加工して作成した集計・統計解析結果等の二次データを含む GI フォーラムデータから取得したすべてのデータの内、GI フォーラムデータ（公知のものを除く）を利用して得られた成果を特許出願、特許の商業的实施又は製品の販売を含む事業化で利用している以外のデータを速やかに削除させ、削除した旨及び削除しない GI フォーラムデータについて機構へ書面（メールを含む）により報告しなければならない。

(フィードバックデータの提供)

第8条 参画機関は、GI 成果物を利用した場合、以下の各号に示すデータをフィードバックデータとして利用期間終了までの可能な限り早い時期に機構に提供しなければならない。ただし、GI フォーラム微生物利用の上、GI フォーラムデータ又はプラットフォームを利用している場合は、一号のみの提出でよいものとする。

- 一 GI フォーラム微生物の場合は、1 株当たり 1 データ以上
 - 二 GI フォーラムデータ又はプラットフォームの場合は、データ 1 件以上
- 2 参画機関は、GI フォーラムデータ又はプラットフォームを利用した場合、利用した年度ごとに 1 回、機構による調査依頼に基づき、フィードバックデータとして以下の各号に記載した情報のいずれか又は両方を機構に提供しなくてはならない。
- 一 機構が行う GI フォーラムデータの利用状況にかかる調査への回答
 - 二 機構が行うプラットフォームにかかるユーザーアンケート又はヒアリングへの回答
- 3 参画機関は、活動期限以前に退会する場合は、退会前に必ずフィードバックデータを機構に提供しなければならない。
- 4 参画機関は、フィードバックデータの提供時点において当該データに関して自己の知的財産権の対象でないことを保証しなければならない。
- 5 参画機関は、第 1 項に記載のフィードバックデータを提供するにあたり、以下の各号について同意したものとみなす。
- 一 活動期限まで GI 成果物の一部としてプラットフォームを通じて NITE コンソーシアムの各機関及び他の参画機関に開示されること。

- 二 活動期限以降は、プラットフォームを通じて原則一般公開されること。
- 6 参画機関は、第2項に記載のフィードバックデータを提供するにあたり、以下の各号について同意したものとみなす。
- 一 GI 微生物 PF 事業で構築するプラットフォームの利便性向上及びシステム設計等の検討の際に利用されること。
 - 二 機構による GI フォーラムデータの利用にかかる傾向分析及び社会実装に向けた GI フォーラムデータの活用状況の把握に利用されること。
- 7 データ提供者は、フィードバックデータを GI フォーラム内に開示又は一般公開された後、利用機関又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、一切の責任を負わないこと。

(フィードバックデータの提供・更新手順)

第9条 参画機関は、前条第1項のフィードバックデータの提供及び更新にあたっては、以下の各号の手順に沿って実施するものとする。

- 一 機構は、参画機関から提出された「GI フォーラムへのデータ提供・更新・削除申請書及び同意書」(以下「提供等申請書」という。)に基づきフィードバックデータの登録又は更新を受け付けるものとする。
- 二 参画機関は、フィードバックデータを機構に提供するにあたり、当該データを GI フォーラム内に開示する際にデータ提供機関につながる情報を非開示とすることを機構に申し出ることができる。
- 三 機構は、提供等申請書にて受け付けたフィードバックデータについて、必要に応じて整理(データの順番の並べ替え、データ間の結合及び分割、匿名化等の編集、)を行うことができる。また、フィードバックデータについてデータ提供機関に対して問合せをすることができるものとする。データ提供機関は、機構からの問合せに対して回答しなければならない。
- 四 データ提供機関は、GI フォーラムに入会している期間において、その責任の下で機構に提供したフィードバックデータ及びその元となった生データを自らの機関において保全に努めなければならない。
- 五 機構は、フィードバックデータの整理を行う場合、データ提供機関及び機構の双方の合意の下で行うものとする。
- 六 機構は、受け付けたフィードバックデータを登録又は更新後、これを GI フォーラムに開示した場合、すべての利用機関にその旨を通知するものとする。

(フィードバックデータの削除)

第10条 データ提供機関は、自ら機構に提出した前条第1項のフィードバックデータに誤りが見つかり、更新による修正が困難な場合、その理由を記載した提供等申請書をもって機構に対しフィードバックデータの削除を依頼することができる。

- 2 機構は、フィードバックデータを削除した場合、すべての利用機関に削除が行われた旨をその事由と共に通知するものとする。
- 3 機構は、データ提供機関から提供されたフィードバックデータについて、GI フォーラムへの開示を継続することが適切でないと判断した場合、データ提供機関に対して事前に通知し、了解を得ることなく、フィードバックデータを削除することができるものとする。

(保証の否認及び免責事項について)

第11条 利用機関は、GI フォーラムデータ及びプラットフォームに関して以下の点について同意するものと

する。

- 一 NITE コンソーシアムは、GI フォーラムデータ及びプラットフォームに含まれる情報及び機能に事実上又は法律上の瑕疵がないことを保証するものではないこと。
- 二 NITE コンソーシアムは、GI フォーラムデータによって利用者及びプラットフォームに生じたあらゆる損害について、一切の責任を負わないこと。
- 三 NITE コンソーシアムは、GI フォーラムデータ及びプラットフォームの内容の更新又は削除によって、利用機関又は第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わないこと。
- 四 NITE コンソーシアムは、GI フォーラムデータ及びプラットフォームの利用に起因して利用機関と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について、一切責任を負わないこと。

(本規約の変更について)

第12条 NITE コンソーシアムは、必要に応じて、参画機関からの意見聴取の上、知財運営委員会の決議をもって本規約を変更できるものとする。事務局は、変更後速やかに適当な周知期間をもって、参画機関にその旨を通知する。

なお、本規約の変更後も GI フォーラムデータ及びプラットフォームを利用することにより、参画機関は変更後の規約に同意したものとみなす。

(個人情報の取扱いについて)

第13条 機構が取得する個人情報については、会則の「個人情報の管理」に従い適切に取り扱うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止について)

第14条 利用者は、利用申請に基づき発生した権利又は義務を、利用者以外に譲渡し、又は担保に供することはできないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 利用者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）
- 二 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が反社会的勢力である者
- 三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者
- 四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
- 五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者

六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(準拠法・裁判管轄について)

第16条 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

2 本規約に関して紛争が生じた場合には、事務局の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 本規約に定めのない事項については、NITE コンソーシアムの各機関及び参画機関の協議をもって、これを解決するものとする。